

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費は、その利用者が使用中の薬剤を調剤した保険薬局は算定できますが、調剤を担当していない保険薬局であっても算定できるのでしょうか。

(匿名希望)

A 患者(利用者)が使用中の薬剤を調剤した保険薬局でなければ算定できません。

薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導(居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費。以下、居宅療養管理指導費等)は、医師または歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定のうえ、利用者の居宅を訪問して薬学的管理指導を行い、その内容を医師やケアマネジャーに報告もしくは情報提供したことを評価する介護報酬の項目です。その業務内容や位置付けは、調剤報酬(医療保険)の在宅患者訪問薬剤管理指導料と基本的に同じであり(表1)、そのため、同一の患者に対する居宅療養管理指導費等と在宅患者訪問薬剤管理指導料の

併算定は認められていません。

保険請求上の事務的な流れとしては、処方せんが交付された在宅療養中の患者について、処方医から在宅薬剤管理指導の実施が必要であると指示を受けた場合に、①要支援または要介護(すなわち、介護保険利用者)であれば「居宅療養管理指導費」または「介護予防居宅療養管理指導費」として介護報酬(介護保険)を請求し、②介護保険利用者でなければ「在宅患者訪問薬剤管理指導料」として調剤報酬(医療保険)を請求します。

薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、通知上「医師又は歯科医師の指示に基づき」と明示されていることから、「処方医以外の医師による指示でも認められるのか」、「処方せんを調剤した薬局でなくても構わないのか」といった質問を受けることはありますが、ここでいう「医師又は歯科医師」とは、対象患者(利用者)が現に使用している薬剤を処方した医師もしくは歯科医師(処方医)のことを指しています。

処方医が存在するにもかかわらず、それとは関係ない

表1 薬局薬剤師が行う在宅薬剤管理指導(医療保険, 介護保険)

医療保険(調剤報酬)	介護保険
<p>区分15 在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、あらかじめ名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導(略)を行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局の薬剤師が、医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管状況及び残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行い、当該指示を行った医師に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に算定する。</p>	<p>6 居宅療養管理指導費</p> <p>(3) 薬剤師が行う居宅療養管理指導について</p> <p>① 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し(中略)、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録(薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録(中略))を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要の情報提供を行うこととする。(中略)</p> <p>併せて、利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行うこととする。薬局薬剤師にあっては当該居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。(以下、略)</p>

※1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2016年3月4日保医発0304第3号, 厚生労働省保険局医療課長通知)別添3(調剤報酬点数表に関する事項)

※2. 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス, 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(2000年3月1日老企第36号, 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

表2 薬剤情報提供および服薬指導に関する規定 (医薬品医療機器法)

(調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)

第9条の3 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面(中略)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

2 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たっては、当該薬剤師に、あらかじめ、当該薬剤を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

3 薬局開設者は、第1項に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、その他同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、当該薬剤を販売し、又は授与してはならない。

4 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

医師が在宅薬剤管理指導の実施を指示しなければならないケースは考えにくく、医療保険・介護保険(在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費等)のいずれにおいても、そのようなことを想定して設計されているわけではありません。医科診療報酬点数表にも調剤報酬と同一名称の項目が設けられていますが、考え方はどちらも同じです。

また、医薬品医療機器等法では、薬局開設者に対して、処方せんにより調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売または授与する場合には、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に「必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない」と規定しています(表2)。薬学的管理指導の項目として位置付けられている在宅患者訪問薬剤管理指導料・居宅療養管理指導費等による業務は、当然ながら「必要な薬学的知見に基づく指導」に該当するものであり、処方せんにより調剤された薬剤に係る行為であることがわかります。

Q かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料の届出要件のうち、「研修認定を取得していること」については、2017年3月31日まで経過措置が設けられています。それ以降も算定できるようにするため、3月末までに研修認定に係る必要書類を提出しようとしているのですが、まだ認定証が手元に届いていません。地方厚生局への届出の際に添付する資料については、必ず認定証でないといけなんでしょうか。
(匿名希望)

A 研修認定制度実施機関から発行された認定証のほか、認定が確定された旨が確認できる書類(はがきなど)でも大丈夫です。

「かかりつけ薬剤師指導料」および「かかりつけ薬剤師包括管理料」は、2016年4月1日より施設基準の項目に設けられている点数です。届出要件としては保険薬剤師の配置に関する事項が定められており、具体的には、①保険薬剤師として一定以上の勤務実績(3年以上の薬局勤務経験、週32時間以上勤務、当該薬局に6カ月以上勤務)、②研修認定の取得、③医療に係る地域活動の取組への参画——を求めています。

ただし、これら点数は新設項目であることから、②の要件に限り1年間の経過措置が設けられており、平成29年3月31日までは要件を満たしているものとして取り扱うことになっています(表3)。

そのため、当初の「かかりつけ薬剤師指導料」および「かかりつけ薬剤師包括管理料」の算定に係る届出の際に、地方厚生局へ研修認定を取得していることに関する添付資料を提出していない保険薬局であって、2017年4月1日以降も引き続き同点数を算定できるようにするためには、経過措置の期間内に研修認定を取得していることに関する書類を提出することが必要です。

書類の提出にあたっては、薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度などの「研修認定を取得していることを確認できる文書」を添付することが求められています(表4)。この「文書」については、必ずしも研修認定制度実施機関から発行された認定証しか認められない

表3 「かかりつけ薬剤師指導料」「かかりつけ薬剤師包括管理料」に関する届出要件

第95 かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

1 かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する施設基準
以下の要件を全て満たす保険薬剤師が配置されていること。

(1) 以下に掲げる勤務経験等を有していること。
ア 施設基準の届出時点において、保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験がある。
イ 当該保険薬局に週32時間以上勤務している。
ウ 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に6月以上在籍している。

(2) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること。
(3) 医療に係る地域活動の取組に参画していること。

2 届出に関する事項

(1) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式90を用いること。なお、1の(2)については、平成29年3月31日までは要件を満たしているものとして取り扱う。

(2) <略>

※「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(2016年3月4日保医発0304第2号, 厚生労働省保険局医療課長他通知)別添1より

表4 研修認定の取得を確認できる文書

様式90

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準に係る届出書添付書類

薬剤師の氏名等(□には、「レ」を記入し、必要な書類を添付すること。)

	業務を実施する薬剤師の氏名	薬局勤務経験年数	週あたりの勤務時間	在籍期間	研修	地域活動
1		年	時間	年 月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2		年	時間	年 月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
:						

[記載上の注意]

1~4 <略>

5 「研修」については、薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していることを確認できる文書を添付すること。ただし、平成29年3月31日までは要件を満たしているものとして取扱う。

6 <略>

※「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(2016年3月4日保医発0304第2号, 厚生労働省保険局医療課長他通知)別添2より

ということではなく、研修認定が確定された旨が確認できる書類(例えば、はがきやメールなど)でも差し支えありません。もし地方厚生局へ届出手続きを行うまでに認定証が手元に届いていなかったとしても、研修認定制度

実施機関から送付された研修認定が確定された旨を確認できるはがきなどがあれば、それをもって届出手続きを行ってください。

